

＜家庭状況表：教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用基準＞

保育園名	児 童 氏 名	年 齢	保育園名	児 童 氏 名	年 齢
保育園		歳児	保育園		歳児
保育園		歳児	保育園		歳児

基本点数				
事 由	区分	細 目	父	母
就 労	外勤常勤・ 自 営 中 心 者 (各事業1名)	月 140 時間以上	10	10
		月 120 時間以上	9	9
		月 100 時間以上	8	8
		月 64 時間以上	7	7
	外勤非常勤	月 140 時間以上	8	8
		月 120 時間以上	7	7
		月 100 時間以上	6	6
		月 64 時間以上	5	5
	自営協力者	月 140 時間以上	6	6
		月 64 時間以上	4	4
	農業	農地 50a 以上で月 105 時間以上	5	5
		農地 30 a 以上 50a 未満で月 105 時間以上	4	4
		農地 10 a 以上 30a 未満で月 64 時間以上	3	3
	内職	月 105 時間以上	4	4
月 64 時間以上		3	3	
妊娠・出産	出産（予定）日前後 8 週間		／	10
疾 病・ 障 が い	疾病	1 ヶ月以上の入院又は安静を要する自宅療養で常に病臥している	10	10
		精神性・感染性	10	10
		一般療養	5	5
	心身障がい者	1 級・2 級又はA判定	10	10
		3 級又はB判定	7	7
		4 級以下又はC判定	5	5
同居親族 の 介護・看護	病 院	1 ヶ月以上の付添い	9	9
	施設等	週 4 日以上付添い	7	7
		週 3 日以下の付添い	6	6
	自宅療養	常時観察と介護を要する	8	8
		上記以外の場合	5	5
災 害	火災、風水害、地震等で被災		10	10
求職活動	求職活動を継続的に行っている		3	3
在 学 ・ 職業訓練	各種学校、専修学校などの教育施設に在学・職業訓練を受けている		6	6
児童虐待 ・ DV	児童虐待を行っている又は行われるおそれがある・配偶者からの暴力		別途判断	
育児休業	育児休業取得中（3 歳以上児のみ）		3	3
そ の 他	上記のほか、保育の必要性がある場合			
小 計 （A）				

優先利用		
番号	家 庭 の 状 況 等	指数
1	ひとり親世帯	+14
2	生活保護世帯で、保護者の就労により 自立が見込まれる	+2
3	生計維持するために就労していた保護 者が失業し、当該保護者又はその他の 保護者が速やかに就労することが必要 な世帯に属している	+2
4	児童虐待や配偶者からの暴力を受ける おそれがある状態その他社会的養護が 必要な状態にある	別途判断
5	利用申込者のうち、障がい児（集団保 育が可能で、日々通所できる者）	+1
6	令和 8 年度中に保護者が育児休業後に 復職、又は復職する予定である	+4
7	既にきょうだいが保育所を利用してい る場合で、同一の保育所に利用申込す る場合	+3
8	きょうだいが同一の保育所に利用申込 する場合（同時入所）	+1
9	地域型保育事業による保育を受けていた	+4
10	保護者が保育所等（認可保育所・認定こども 園・地域型保育事業・幼稚園）において保育 士、保育教諭又は幼稚園教諭として就労して いる場合又は就労予定の場合 ※転園申込みには適用しない	+2
小 計 （B）		
その他調整		
番号	そ の 他 の 状 況	指数
1	保護者が月 64 時間以上就労しており、 同居の親族が一般療養及び身体障害者 3 級以上又はB判定以上の心身障がい 者で日常生活に著しく支障がある場合 及び自宅での介護が日常生活のすべて にわたる場合（手帳・診断書等の証明 資料がある場合に限る）	+2
2	65 歳未満の同居の祖父母が在宅	-3
3	65 歳未満の同居の祖父母が月 64 時間 未満の就労	-1
4	保護者の 1 日の就労時間が 4 時間未満	-2
5	保護者の 1 ヶ月の就労日数が 15 日未満	-2
6	園児の 1 人が 3 歳未満児で保護者の就 労が農業、内職である場合	-2
小 計 （C）		
利用調整指数合計（A+B+C）		